

原子力発第19102号  
令和元年6月28日

愛媛県知事  
中村時広殿

四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

保安規程の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、以下の通り一部変更する。

- （1）令和元年7月1日付け伊方発電所の組織変更を反映する。
- （2）平成30年5月より伊方発電所1号機設備が自家用電気工作物となったことから、対象となる設備のない1号機に係る関連記載を削除するよう記載の適正化を行う。

2. 施行期日

令和元年7月1日

以 上



保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p><b>(主任技術者複数の場合の措置)</b> 第9条 同一事業場に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担はあらかじめ定めておく。</p> <p><b>(主任技術者の解任)</b> 第10条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任とする。 (1) 関係法令及びこの規程に定めるところに違反し、保安の確保上不相当と認められるとき。 (2) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を行うのに不相当と認められるとき。</p> <p style="text-align: center;">第3章 保安教育</p> <p><b>(教育内容と方法)</b> 第11条 電気工作物の工事、維持及び運用を行う者に対しては、次の各号に定める内容の教育を計画的に実施し、定期的に評価し、その評価結果に応じて、教育・訓練の内容等について必要な改善を行うことにより、保安の徹底を期する。 (1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識、技能の習得、向上に資する事項 (2) 事故時及び非常災害時の措置並びにその演習、訓練に関する事項 (3) 関係法令及びこの規程の遵守に関する事項 (4) その他保安に関する必要な事項</p> <p style="text-align: center;">第4章 電気工作物の巡視、点検、検査及び補修等</p> <p><b>(巡視、点検、検査及び補修等の実施)</b> 第12条 電気工作物の保安を確保するため、保安規定第119条及び第319条に定めるところにより、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行い、その結果を第23条に基づき適正に記録・保存する。 (1) 電気工作物が、常に関係法令で定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態等に応じ、別表第2に示す巡視を行うとともに、原子炉ごとの保全計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。 (2) 事故発生のおそれのある場合並びに事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。 (3) 電気工作物の工事中又は工事終了後において、保安上支障のないこと並びに技術基準に適合していることを確認するために、必要に応じて巡視、点検及び検査を行う。</p> <p style="text-align: center;">4</p>	<p><b>(主任技術者複数の場合の措置)</b> 第9条 同一事業場に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担はあらかじめ定めておく。</p> <p><b>(主任技術者の解任)</b> 第10条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任とする。 (1) 関係法令及びこの規程に定めるところに違反し、保安の確保上不相当と認められるとき。 (2) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を行うのに不相当と認められるとき。</p> <p style="text-align: center;">第3章 保安教育</p> <p><b>(教育内容と方法)</b> 第11条 電気工作物の工事、維持及び運用を行う者に対しては、次の各号に定める内容の教育を計画的に実施し、定期的に評価し、その評価結果に応じて、教育・訓練の内容等について必要な改善を行うことにより、保安の徹底を期する。 (1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識、技能の習得、向上に資する事項 (2) 事故時及び非常災害時の措置並びにその演習、訓練に関する事項 (3) 関係法令及びこの規程の遵守に関する事項 (4) その他保安に関する必要な事項</p> <p style="text-align: center;">第4章 電気工作物の巡視、点検、検査及び補修等</p> <p><b>(巡視、点検、検査及び補修等の実施)</b> 第12条 電気工作物の保安を確保するため、保安規定第119条に定めるところにより、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行い、その結果を第23条に基づき適正に記録・保存する。 (1) 電気工作物が、常に関係法令で定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態等に応じ、別表第2に示す巡視を行うとともに、原子炉ごとの保全計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。 (2) 事故発生のおそれのある場合並びに事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。 (3) 電気工作物の工事中又は工事終了後において、保安上支障のないこと並びに技術基準に適合していることを確認するために、必要に応じて巡視、点検及び検査を行う。</p> <p style="text-align: center;">4</p>	<p>・平成30年5月23日に伊方発電所1号機の設備が自家用電気工作物となったことに伴い、伊方発電所1号機に係る記載の必要がなくなっていることから、当該記載を削除する。</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p><b>（発電所の運転を相当期間停止する場合の保安）</b>                      第18条 発電所の運転を相当期間停止する場合<b>及び特別な保安を実施する場合</b>などは、保安規定第119条<b>及び第319条</b>に定めるところにより、保全計画の一部である特別な保全計画を策定し、この保全計画に基づき点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>2 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分との混在する場合、両者を明確に区分し、連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試験運転を行い、保安確保に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 発電用の電気工作物の保安</p> <p><b>（保安活動）</b>                      第19条 発電用の電気工作物の保安を確保するため、法令で定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止をはかることを目的として、別表第1に示す体制の下、保安活動を推進する。</p> <p>2 具体的な保安活動については、次の各号に定めた内容を確実に実施する。なお、詳細については、別表第5に掲げる社内規程・基準等に記載する。</p> <p>(1) 発電用の電気工作物の保安活動を行うにあたって、確認及び評価を実施する品質管理の責任者を定める。</p> <p>(2) 発電用の電気工作物の保安活動に関する目標及び計画（以下この条において「計画」という）については、保安活動の実施に必要なとなる人的及び物的資源を十分考慮して策定する。</p> <p>(3) 発電用の電気工作物の保安活動の実施にあたっては、計画に従って適切に実施するとともに、品質管理の責任者による活動状況の評価を行い、必要に応じて改善を行う。</p> <p>(4) 保安活動が計画に従って適切に実施されていない場合は、是正及び再発防止策を講じる等の適切な処置を行い、重要度に応じて情報公開を行う。</p> <p>(5) 発電用の電気工作物の保安活動について、他部門等からの保安活動に関する有用な知見を得た場合には適切に反映する。</p> <p><b>（文書管理）</b>                      第20条 発電用の電気工作物の保安のために必要な文書については、適切な状態を維持していくこと及び透明性の高い保安活動の遂行の観点から、職位に応じた作成、変更、承認、保存及び廃棄等の手続を行い、適正に管理する。</p> <p>なお、保安のために必要な文書とは、別表第5に掲げる社内規程・基準等及びこれらに基づき定められる文書をいう。</p> <p style="text-align: center;">6</p>	<p><b>（発電所の運転を相当期間停止する場合の保安）</b>                      第18条 発電所の運転を相当期間停止する場合などは、保安規定第119条に定めるところにより、保全計画の一部である特別な保全計画を策定し、この保全計画に基づき点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>2 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分との混在する場合、両者を明確に区分し、連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試験運転を行い、保安確保に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 発電用の電気工作物の保安</p> <p><b>（保安活動）</b>                      第19条 発電用の電気工作物の保安を確保するため、法令で定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止をはかることを目的として、別表第1に示す体制の下、保安活動を推進する。</p> <p>2 具体的な保安活動については、次の各号に定めた内容を確実に実施する。なお、詳細については、別表第5に掲げる社内規程・基準等に記載する。</p> <p>(1) 発電用の電気工作物の保安活動を行うにあたって、確認及び評価を実施する品質管理の責任者を定める。</p> <p>(2) 発電用の電気工作物の保安活動に関する目標及び計画（以下この条において「計画」という）については、保安活動の実施に必要なとなる人的及び物的資源を十分考慮して策定する。</p> <p>(3) 発電用の電気工作物の保安活動の実施にあたっては、計画に従って適切に実施するとともに、品質管理の責任者による活動状況の評価を行い、必要に応じて改善を行う。</p> <p>(4) 保安活動が計画に従って適切に実施されていない場合は、是正及び再発防止策を講じる等の適切な処置を行い、重要度に応じて情報公開を行う。</p> <p>(5) 発電用の電気工作物の保安活動について、他部門等からの保安活動に関する有用な知見を得た場合には適切に反映する。</p> <p><b>（文書管理）</b>                      第20条 発電用の電気工作物の保安のために必要な文書については、適切な状態を維持していくこと及び透明性の高い保安活動の遂行の観点から、職位に応じた作成、変更、承認、保存及び廃棄等の手続を行い、適正に管理する。</p> <p>なお、保安のために必要な文書とは、別表第5に掲げる社内規程・基準等及びこれらに基づき定められる文書をいう。</p> <p style="text-align: center;">6</p>	<p>・平成30年5月23日に伊方発電所1号機の設備が自家用電気工作物となったことに伴い、伊方発電所1号機に係る記載の必要がなくなっていることから、当該記載を削除する。</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]新旧対比表

現 行	改 正 後	備 考
<p>その2</p> <p>伊方発電所</p> <p><b>主任技術者</b> (電気) (ボイラー・タービン) (原子炉)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証部 <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証課 (品質保証活動の推進・支援, 文書・システム管理)</li> <li>保安管理課 (保安管理に関する業務)</li> <li>定検検査課 (定期事業者検査に関する業務)</li> <li>人材育成課 (教育訓練の全般管理)</li> <li>工程管理課 (定期検査・保修作業の工程管理)</li> </ul> </li> <li>安全管理部 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全技術課 (原子力防災業務, トラブル対応, 社外関係機関対応)</li> <li>放射線・化学管理課 (放射線管理, 放射性廃棄物管理, 化学管理, 個人放射線管理)</li> <li>防災課 (自然災害発生時の対応に関する業務)</li> <li>訓練計画課 (原子力災害の対応に関する教育訓練管理)</li> </ul> </li> <li>発電部 <ul style="list-style-type: none"> <li>発電課 (発電設備の運転管理)</li> <li><b>原子燃料課</b> (<b>炉心管理, 原子燃料管理</b>)</li> <li>系統管理課 (発電設備の系統管理)</li> </ul> </li> <li>保修部 <ul style="list-style-type: none"> <li>保修統括課 (保修に関する統括業務)</li> <li>機械計画第一課 (一次系機械設備の保守管理)</li> <li>機械計画第二課 (二次系機械設備の保守管理)</li> <li>電気計画課 (電気設備の保守管理)</li> <li>計装計画課 (計装設備の保守管理)</li> <li>設備改良工事課 (機械設備, 電気設備, 計装設備に関する大型改良工事の計画・工事管理)</li> </ul> </li> <li>土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> <li>土木建築課 (土木・建築設備に関する保守管理)</li> <li>耐震工事課 (土木・建築設備に関する耐震工事管理)</li> </ul> </li> </ul> <p>9</p>	<p>その2</p> <p>伊方発電所</p> <p><b>主任技術者</b> (電気) (ボイラー・タービン) (原子炉)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証部 <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証課 (品質保証活動の推進・支援, 文書・システム管理)</li> <li>保安管理課 (保安管理に関する業務)</li> <li>定検検査課 (定期事業者検査に関する業務)</li> <li>人材育成課 (教育訓練の全般管理)</li> <li>工程管理課 (定期検査・保修作業の工程管理)</li> </ul> </li> <li>安全管理部 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全技術課 (原子力防災業務, トラブル対応, 社外関係機関対応, <b>炉心管理, 原子燃料管理</b>)</li> <li>放射線・化学管理課 (放射線管理, 放射性廃棄物管理, 化学管理, 個人放射線管理)</li> <li>防災課 (自然災害発生時の対応に関する業務)</li> <li>訓練計画課 (原子力災害の対応に関する教育訓練管理)</li> </ul> </li> <li>発電部 <ul style="list-style-type: none"> <li>発電課 (発電設備の運転管理)</li> <li>系統管理課 (発電設備の系統管理)</li> </ul> </li> <li>保修部 <ul style="list-style-type: none"> <li>保修統括課 (保修に関する統括業務)</li> <li>機械計画第一課 (一次系機械設備の保守管理)</li> <li>機械計画第二課 (二次系機械設備の保守管理)</li> <li>電気計画課 (電気設備の保守管理)</li> <li>計装計画課 (計装設備の保守管理)</li> <li>設備改良工事課 (機械設備, 電気設備, 計装設備に関する大型改良工事の計画・工事管理)</li> </ul> </li> <li>土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> <li>土木建築課 (土木・建築設備に関する保守管理)</li> <li>耐震工事課 (土木・建築設備に関する耐震工事管理)</li> </ul> </li> </ul> <p>9</p>	<p>・令和元年7月1日付伊方発電所の組織変更を反映する。</p> <p>・令和元年7月1日付伊方発電所の組織変更を反映する。</p>